

愛東病児保育室

利用のしおり



【利用予約・利用に関する連絡先】

東近江市あいとう診療所

※受付時間：平日午前8時から午後6時まで※

IP 050-5801-8030／TEL 0749-46-8030

【病児保育に関する問合せ先】

東近江市こども未来部幼児課

IP 050-5801-5647／TEL 0748-24-5647



愛東病児保育室では、児童が病気のため集団保育を受けることが困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を受けることが困難な場合に、愛東支所内に設置した病児保育室で一時的に保育を行っています。

なお、病児保育室の利用には、事前登録をお願いします。ただし、急なご利用の場合は、利用当日に登録することが可能です。詳しくは、「9 利用の流れ」をご確認ください。

1 名称・所在地

- (1) 名称 東近江市立愛東病児保育室
- (2) 所在地 東近江市愛東支所内（妹町 29 番地）

2 事業委託先 東近江市あいとう診療所

3 利用対象

次の(1)～(3)のすべてに該当する児童

- (1) 東近江市に住民登録があり、生後 11 箇月から小学校 2 年生までの間にあること。
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は認可外保育施設（一部の認可外保育施設は利用対象外です。）に通園又は小学校に通学していること。
- (3) 病児（病気の回復期には至っていないが当面症状に急変のおそれがない状態）であり、保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を受けることが困難であること。

4 利用定員 1 日当たり 3 人まで

5 利用時間・休所日

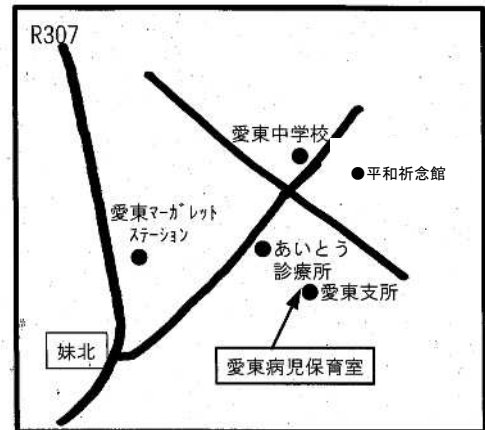
- (1) 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで（早朝・延長は実施しません。）
- (2) 休所日
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの間
 - エ その他東近江市あいとう診療所の休診日等

6 利用期間

集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間のうち、連続して 7 日（休所日を含む。）以内の期間

7 食事等

児童の食事等は、病児保育室では提供しませんので、持参してください。



8 使用料

保育児童1人につき日額	2,000円
※市町村民税非課税世帯	1,000円
※生活保護世帯	0円



9 利用の流れ

(1) 事前登録

「東近江市病児保育室利用登録届出書」による事前登録をお願いします。お子さんが在籍されている保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に届出書を提出してください。

※ 急な場合は、利用当日に登録をすることが可能です。

※ 事前登録の有効期間は、登録した日から当該登録した日の属する年度末のため、毎年度、事前登録が必要となります。

(注) 原則、次の(2)利用予約、(3)利用申込は、利用希望日の前日に行ってください。

なお、利用予約・利用申込が当日になる場合は、利用申込や医師の診察など手続きがあるため、利用開始が午前8時30分より遅くなりますのでご承知ください。

※ 利用予約、利用申込の受付時間は、午前8時から午後6時までです（あいとう診療所の休診日を除きます。）。

※ 東近江市あいとう診療所の休診日で前日に手続きができない場合は、当日のみの受け付けとなります。

(2) 利用予約

東近江市あいとう診療所に電話又は来院をして利用予約をしてください。

※ 連絡の早い人から順番に受け付けし、定員に達したら受付を終了します。また、定員に満たない場合でも、利用状況によっては、お預かりできない場合があります。

(3) 利用申込・受診

利用予約をした人は、利用の有無の最終確認のため、利用当日の午前7時30分頃に東近江市あいとう診療所まで電話をしてください。

利用する場合は、午前8時15分頃に東近江市あいとう診療所へお越しください。

東近江市あいとう診療所に、「東近江市病児保育室利用許可申請書」を提出してください。

※ 申請書は、東近江市あいとう診療所にあります。

※ 母子健康手帳、健康保険証、乳幼児医療費受給券、お薬手帳を添えて申請してください。

申請書を受付後、医師が診察を行い、病児保育室の利用が可能であるかを決定します。

※ あいとう診療所以外のかかりつけ医の診察では、病児保育室の利用許可はできません。

※児童の病状等によっては利用をお断りする場合があります。

次のような症状の場合は、利用をお断りさせていただきますのでご了承ください。

食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりできない。
下痢・嘔吐がひどい。
脱水症状の兆候がある（ぐったりして元気がない等）。
喘息がひどく、呼吸困難がある。
新型コロナウイルス感染症（その他の感染症については、病状により主治医の判断でお断りする場合があります。）

(4) 病児保育室を利用

医師の診断、許可がおりた場合、以下の必要な持ち物を持参し、病児保育室を利用してください。ただし、児童の体調の変化により病児保育室の利用が中止される場合があります。この場合は、お迎えをお願いします。また、必要に応じて医療機関において医療を施す場合があります。この場合、医療費等は保護者護者負担となります。

【持ち物】

○お弁当、おやつ、お茶等の飲み物
○処方薬（薬ごと持参し、薬の連絡票を提出してください。）
○着替え（上下2～3枚）、タオル、バスタオル
○お気に入りの玩具、本、DVD
○ビニール袋（数枚）＊汚れた衣服などを入れてお持ち帰りいただきます。
○必要な児童は、紙おむつ、おしり拭き、ミルク（哺乳瓶）、エプロン、歯ブラシ等

※ 持ち物は目安ですので、必要なものを持参してください。また、持ち物には名前を記入しておいてください。

(5) 使用料納付

病児保育室入室前に使用料を納付してご利用ください。

※ 病児保育室の利用が中止となった場合でも使用料は還付しません。

(6) お迎え

1日の保育内容を報告させていただきます。

なお、実費負担金がある場合はお迎えの際にお支払いください。

※ 利用時間、お迎えの時間を厳守してください。



10 その他

使用料の未納がある場合、利用時間が遵守されない場合、急なキャンセルが続く場合などは、次回以降の利用申込をお断りしますのでご注意ください。